

フェデックス エクスプレス 輸入通関ガイドライン

発効日：2021年1月1日

更新日：2021年9月1日

本ガイドラインでは、日本国内での輸入通関トラブル、またそれによる配送遅延といった問題を引き起こさないため、お客様が荷物を日本に発送する前に、予め知っておくべき情報をご説明しております。

ご注意事項

本資料は、お客様のご参考としての情報提供のみを目的としています。情報には正確性を期しておりますが、当社は、明示であると黙示であるとを問わず、本資料および記載の情報について、その正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性に関し何ら保証するものではなく、また、本資料および情報の誤りまたは脱落について一切責任を負いません。

I. 基礎知識

- A: 輸入通関
- B: コマーシャル・インボイス
- C: 輸入者

II. 輸入関係他法令(承認により輸入手続き可)

- D: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)
- E: 食品衛生法
- F: CITES(ワシントン条約)
- G: 高圧ガス保安法
- H: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
- I: 検疫貨物(家畜伝染病予防法、植物防疫法)

III. 受託禁止品(輸入手続き不可)

IV. 参照

I. 基礎知識

A: 輸入通関

- ❖ 外国から到着した貨物を国内に引き取るには、税関に輸入(納税)申告を行う必要があります。税関の検査が必要とされる貨物については必要な検査を受け、関税、内国消費税及び地方消費税が発生する場合、これを納付し輸入の許可を受けます。この一連の手続が輸入通関手続です。
- ❖ 関税関係法令以外の法令により、許可・承認等を要する貨物である場合、税関の輸入許可を受ける前に予めこれらの法令を所管する省庁から当該法令に基づく許可・承認等を受けておく必要があります。
- ❖ 輸入者は自身の積み荷に関し法令、保安上の責任を理解しておく必要があります。

B: コマーシャル・インボイス

作成する際の主な注意点

輸入者:

- ✓ 輸入者は個人の場合には姓名、法人の場合には正式社名が必要になります。
- ✓ 積み荷書類には輸入者の有効な電話番号を記載して頂く必要があります。
- ✓ 仕入れ書上の情報は全て英語で記載して頂く必要があります。

品名記述:

- ❖ 一部品目の記述例を下記に紹介いたします。
- 1. Shoes(靴) --- 甲及び靴底の材質(例: Leather, Plastic, Rubber等)、靴の種類(例: Sports, Ski, 等)、用途(例: Man, Woman等)及び足数が必要となります。革に関しては学術名が必要となります。
注意: 革靴は高税率となっておりますが、関税割当をお持ちの場合には低税率を適用する事が可能です。
- 2. Garments(衣類) --- 材質(例: Cotton 100%, Nylon 20%/ Wool 80%等)、種類(例: Skirt, Blouse, Jacket等)、編物又は織物、用途(例: man, woman等)が必要となります。
- 3. Bag(鞆) --- 鞆の種類及び材質が必要となります。革製品に関しては学術名が必要となります。
- 4. Watch(時計) --- ケースの材質(例: 18K, Metal, Stainless steel等)、時計の種類(Automatic, Quartz等)、ストラップの材質(例: Steel, leather等)が必要となります。革に関しては学術名が必要となります。
- 5. Parts(部品) --- 材質及びどのような製品に使われる部品かの記載が必要となります。
- 6. Accessory, Furniture, Ornament, etc. (アクセサリ、家具、装飾品等) --- より具体的な品名及び材質の記載が必要となります。
- 7. Gift, Sample, Souvenir(ギフト、サンプル、贈答品) --- 詳細な商品説明(製品名、材質等)及び各製品の価額が必要となります。
“Gift”, “Sample”, “Souvenir” のような記述では不十分です。
- 8. Jewelry(ジュエリー) --- 種類(例: Ring, Necklace等)、材質(例: 18K Gold, Platinum, 925 Silver等)が必要となります。貴石、金属については具体的な貴石名、金属名が必要となります。
- 9. Fabric(ファブリック、布) --- 材質(例: Cotton 100%等)、織物・編物、サイズ(幅及び長さ、平方メートル当たりの重量)が必要となります。染色等されている場合には染色方法等(例: Bleached, Dyed of Yarn of Different colors, Printed等)の情報が必要となります。
- 10. Knife(ナイフ) --- 形状(固定刃、折り畳み式等)と刃渡り(cm)の記載が必要となります。(例: Fixed Knife/Blade 12cm)

申告価格:

- ✓ 有償・無償に関わらずコマーシャル・インボイスには正当な製品価額が記載される必要があります。故意に低価額で記載する事は法令で禁じられています。
- ✓ 無償品であっても、金額が 0(¥0, \$0.00等)では税関申告が出来ないため不可となります。

無償品の例: 検討・評価用見本、欠陥品の為の交換品、個人への転送貨物等)

C: 輸入者

- ❖ 海外から貨物を国内に輸入する「輸入者」は、輸入貨物の法規制やその他法令に関する責任について事前に理解しておく必要があります。通関手続を行う上で、インボイス・運送状に正確な輸入者情報を記載いただくことがとても重要です。

日本に居住するものが輸入者となる場合:

- ✓ 貨物を送付する前に、インボイス上に輸入者として記載される者が、輸入者としての役割を果たす事が可能かを前もって確認しておく必要があります。
- ✓ 略称名、誤記載、その他誤認を引き起こしかねない表現は避ける必要があります。

日本に居住しないものが税関手続を行う場合:

- ✓ 日本に居住しない者が税関手続を行う場合は、自らの代わりに税関手続を行う税関事務管理人を定め、あらかじめ税関手続を行おうとする税関に所定の書面に必要事項を記載し、これを届け出る必要があります。
- ✓ この場合、税関事務管理人は税関への輸出入申告手続、検査の立会い、関税等の納付、税関が発行する書類や還付金の受領等を日本に居住しない者の代理で行うこととなります。
- ✓ 税関事務管理人は、本邦に住所又は居所(法人にあっては本店又は主たる事務所)を有する者であることが必要であり、また、税関事務管理人が行う税関手続の処理が通関業法第2条に規定する通関業務に該当する場合には、税関事務管理人は通関業の許可を受ける必要があります。

URL: https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/sonota/9601_jr.htm

II. 輸入関係他法令

D: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)

主な品目:

医薬品、ワクチン、コンタクトレンズ、注射器、マッサージ器、体温計、石鹸、リップスティック、ハンドクリーム、香水、眼鏡、歯科用機器、歯磨き粉、シャンプー、リンス、ビタミン、サプリメント

輸入時の規制:

- **商業目的の場合** --- 国内で製造された医薬品等と同様に、製造販売業又は製造業の許可及び品目ごとの製造販売承認、許可又は登録が必要になります。
- **社内見本、試験研究用の場合** --- 上記商業目的の場合の書類をお持ちでない場合には各管轄地の厚生局が交付する輸入確認証を都度ご取得して頂く必要があります。
- **治験目的の場合** --- 治験計画画書、分割して輸入する場合には、輸入経過表が必要となります。
- **医師・歯科医師が治療のために輸入する場合** --- 各地を管轄する厚生局が交付する輸入確認証を都度ご取得して頂く必要があります。ただし医療機器(内臓機能代用器(心臓ペースメーカー、人工心臓、人工肺、人工腎臓、人工血管等)に該当するもの以外)は医師免許証の控えをご提示いただく事で3セットまで税関限りの確認で通関ができます。なお医薬品に関しては数量に関わらず都度、輸入確認証が必要となります。
- **個人使用の場合** --- 以下のものに関しては条件によっては税関限りでの通関ができます。
 - a. 家庭用医療機器---1セット
 - b. 医薬品(注射剤・毒薬・劇薬・処方箋薬を除く)--- 用法用量から見て2ヶ月分以内
 - c. 処方箋薬 --- 用法用量から見て1ヶ月分以内
 - d. 化粧品 --- 標準サイズで24個以内

E: 食品衛生法

主な品目:

- ✓ 食品類(菓子、飲料など)、水、食品添加物、保存料、コップ、カトラリー、箸、ワイン、ビール、コーヒーマーカー、乳幼児用玩具、カッティングボード、テーブルウェア、キッチン用品、サプリメント

輸入時の規制:

- **商業目的の場合** ―― 厚生労働省に対して食品届の申請が必要です。FedExでは有料にてサービス提供します。
- **個人使用、社内見本、試験研究用の場合** ―― 重量が10kg程度であれば食品届の申請は不要です。
注意: サプリメントやビタミンはその製品の成分や謳っている効能によって、食品ではなく医薬品に分類される場合があります。

F: CITES(ワシントン条約)

主な品目:

- ✓ クロコダイル、アリゲーター、トカゲ(腕時計のストラップ、ハンドバッグ、ベルト等)、象牙、ダチョウ、インドニシキヘビ、チンチラ(ファーコート)、ヒョウ(カーペット)、虎骨、ジャコウ、モッコウ(漢方薬)、ホッキョクグマ、孔雀の羽、珊瑚、ローズウッド、マホガニー、オーキッド、サボテン、キャビア(エキスを含む)
- 注意: 皮革やファーが使用されているものは学術名の情報が必要です。

附属書について:

- 附属書1――絶滅の危機に瀕している種で取引による影響を受けている又は受ける恐れのあるもの。学術研究を目的とした取引のみ可能
- 附属書2――必ずしも絶滅の危機に瀕しているわけではないが、取引を規制しなければ絶滅の恐れがあるもの
- 附属書3――締約国が自国内の保護のために、他の締約国・地域の協力を必要とするもの

荷送人側での必要書類:

- CITESフォーム(原本)

輸入者側での必要書類:

- 附属書1 経済産業省発行のCITES輸入許可書
 - 附属書2,3 経済産業省発行の事前確認
- 注意: 輸入しようとするものによって、必要な申請・書類が異なりますので経済産業省へ事前に確認することをお勧めします。

G: 高圧ガス保安法

主な品目:

- ✓ エアゾール、消火器、エアバッグ、ライター、CO2カートリッジ
- 注意: 圧力の程度によって高圧ガス保安法の規制を受けます。

輸入時の規制:

- 輸入者は地域によって定められた機関に申請を行い、検査を受け合格証を取得する必要があります。各都道府県の保安協会に必要手続を事前に確認してください。
- 注意: 高圧ガス保安法で規制される貨物についてはBS0(ブローカーセレクトションオプション)サービスのみ受託可能です。

H: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

輸入時の規制:

- コマーシャル・インボイス上に、化学物質の情報(名称CAS登録番号)を記載してください。
- **既存化学物質について:**
官報告示の類別整理番号が必要です。
- **新規化学物質について:**

試験研究用又は試薬として用いられる新規化学物質の場合 ―― 輸入申告に係る化学物質は試験研究用又は試薬として輸入するものである旨の様式第2による書面を、輸入申告の際に提出する必要があります。

商用の場合 ―― 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の少量新規化学物質確認通知書の写し及び当該年度における製造・輸入に係る累積数量が当該確認通知書の写しに記載された製造・輸入数量以下である旨の様式第3による書面を輸入申告の際に提出する必要があります。

I: 検疫貨物(家畜伝染病予防法、植物防疫法)

主な品目:

- ✓ 動物検疫
指定検疫対象動物由来の畜産物(血清・抗体類、精液)、ペットフード、飼料、乳製品、ゼラチン
- ✓ 植物検疫
大麦、豆、チアシード、小麦粉、高麗人参、穀物、グリーンコーヒー、ハーブ、モルト、コケ、ナッツ、ポプリ、キヌア、種子、土壌添加物、香辛料、小麦

輸入時の規制:

- 貨物に輸出国の政府機関が発行する検査証明書の添付が必須です。フェデックスエクスプレスから検疫所への申請手続きおよび輸入検査は、有料でのサービス提供となります。

注意:

- * 生きている動物・昆虫、生鮮品および冷凍/冷蔵その他環境管理を要する食品、切花を含む植物・植物性材料はフェデックスエクスプレスの受託禁止品となります。
- * 検疫対象品でも一部日本への受託をお断りしている品目がありますので、「Ⅲ. 受託禁止品目」をご参照ください。
- * 農林水産大臣の許可を得て検疫の輸入禁止品を輸入する場合は、発送前に通関部までお問い合わせください。
- * 輸入検査の結果、消毒処理・廃棄・返送等が必要な場合、実費で追加費用が必要になります。

動物検疫所 <https://www.maff.go.jp/ags/index.html>

植物防疫所 <https://www.maff.go.jp/pps/index.html>

III. 受託禁止品目

- ❖ 受託禁止品には、フェデックス エクスプレスのグローバル受託禁止品目に加え、フェデックス エクスプレス日本が定める日本への輸入が禁止されている受託禁止品目があります。

主な品目:

- ✓ **武器** ―― 銃器、爆発装置、兵器類およびそれらの部品・製作機
- ✓ **刀剣・ナイフ** ―― 片刃15cm以上または、両刃5.5cm以上
- ✓ **薬物** ―― 覚せい剤、マリファナ、麻薬、アヘン、ケシの実、向精神薬
- ✓ **検疫所が輸入禁止としているもの、および一部の検疫対象品** ―― 精肉、ビーフジャーキー、ソーセージ、ハム、ベーコン、受精卵、動物の血液、羽毛、わら、生羊毛および皮革、土、菌株、病原体、生きている昆虫、花、フルーツ、野菜、みつばち、苗、水草
- ✓ **電子タバコ・タバコおよびタバコ製品** ―― 紙巻タバコ、葉巻、刻みタバコ、無煙タバコ、水タバコ(フッカーやシーシャー)が含まれますが、これらに限りません。
- ✓ **偽造品** ―― 登録商標の所有者の承認または監督なしに、登録商標と同一または実質的に区別がつかない商標に基づく商品(一般的に偽物またはコピー商品とも呼ばれるものを含みますが、これらに限定されません。)
- ✓ **別送品** ―― 別送品申告貨物
- ✓ 現金および収集用コイン・貨幣・切手
- ✓ 映画フィルム(35mm&70mm)
- ✓ 原産国が北朝鮮の貨物

IV. 参照

日本の関税率について:

Web Tariffは、日本関税協会が運営する「関税検索サービス」です。製品のHSコード、関税率(特惠税率、EPA、FTA)、日本における輸入に関する法規制を検索することが出来ます。

URL: <https://www.kanzei.or.jp/statistical/tariff/top/index/>